

質疑応答集

合志市放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザルについて、質問があった事項について次のとおり回答します。

No.	質問事項（原文ママ）	質問内容（原文ママ）	回答
1	応募、審査及び契約の単位	合志南小学校放課後児童クラブ及び西合志第一小学校放課後児童クラブについて、応募、審査、受託候補者の選定及び契約は、各施設ごとに行われるのか、2施設一括で行われるのかご教示ください。また、各施設ごとの応募が可能な場合、参加表明書、企画提案書及び支出予算書の提出方法、ならびに両施設に応募した者が一方の施設のみ受託候補者として選定される場合の取扱いをご教示ください。	審査のみ2施設一括で行います。 選定及び契約は各施設ごとに行います。 各書類の提出方法は以下のとおりとしてください。 参加表明書：1部提出してください。 企画提案書：両施設共通の1冊にまとめて提出してください。ただし、施設ごとに固有の提案がある場合は、その旨が分かるように明記してください。 支出予算書：施設ごとに作成し、計2部提出してください。 一方の施設のみ選定された場合の取り扱いについては、選定された施設についてのみ契約手続きを行います。
2	現行の利用状況及び支援単位	各施設について、令和7年度の月別利用児童数、通常期及び長期休業期の支援単位数、ならびに現在使用している運営場所・教室数をご教示ください。	月別の利用児童数はほぼ横ばいとなっているため、令和7年4月1日時点の児童登録人数について、お示しいたします。 登録児童数：【合志南小】クラブ1 45名 クラブ2 60名 クラブ3 45名 クラブ4 48名 (令和8年度より5クラブ体制) 【西合志第一小】26名 支援単位数：【合志南小】5 【西合志第一小】1 運営場所：実施要領1(4)【業務場所】をご確認ください。 教室数：参加表明書提出時に提供している図面をご確認ください。
3	今後の受入見込み	各施設について、令和9年度以降に想定される利用児童数、支援単位数及び増加見込みがあればご教示ください。 特に、参考事業規模額における「最大5支援単位」及び「最大1支援単位」の算定根拠をご教示ください。	各施設ともに利用者数は増加傾向にありますが、支援単位数の増加による対応は予定しておりません。 参考事業規模額については、現在の支援単位数にて算定しています。
4	延長保育の実施時間	仕様書第1項では、平日、土曜日及び長期休業日等の開所時間が午後7時までとされています。一方、仕様書第14項では延長保育料が設定されています。 延長保育を実施する曜日及び時間帯について、平日、土曜日及び長期休業日等ごとにご教示ください。特に、午後6時から午後7時までを延長保育時間とする理解でよいかが教示ください。	お見込みのとおりです。平日、土曜日及び長期休業日全てにおいて、午後6時から午後7時までを延長保育時間としてかまいません。
5	現行職員の雇用継続及び引継ぎ	各施設の現行職員について、職種別人数、放課後児童支援員認定資格の保有状況、常勤・非常勤の別及び勤務時間帯をご教示ください。あわせて、仕様書第5項第5号にある既に入所施設に勤務している者の雇用について、受託者変更後も継続雇用することを基本とした引継ぎを想定しているか、市及び現行受託者から現行職員への情報提供、雇用継続に向けた協力及び引継ぎの予定をご教示ください。	【合志南小】 職種別人数：支援員24名・補助員3名・事務員2名 認定資格保有状況：24名（うち4名みなし支援員） 勤務時間帯：（正職員）10：00～19：00 （準職員）10：00～19：00のうち6h、6.5h、7h、7.5h （パート）14：00～18：00 【西合志第一小】 職種別人数：保育士3名・支援員1名 認定資格保有状況：3名 勤務時間帯：（常勤）8：00～19：00のうち8時間 （非常勤）8：00～19：00のうち4～5時間 また、仕様書第5項第5号の規定に基づき、事業の安定的な継続および育成の質の維持を図る観点から、受託者は現在当該施設に勤務している職員の雇用継続に努めていただくものとします。ただし、市および現行受託者が主体となって現行職員への情報提供や雇用継続に向けた協力、および組織的な引継ぎ等を行うことは予定しておりません。受託者決定後は、新たな受託者の責任において、現行受託者や現行職員と直接協議を行い、雇用や引継ぎに関する具体的な手続きを進めていただくことを想定しています。

6	防火管理者の資格保有状況	仕様書第6項第4号では、事業管理者または主任支援員のうち1人は、防火管理者の資格保有者とするものとされています。 各施設の現行職員のうち、防火管理者資格を保有する者が配置されているか、また受託者変更後の引継ぎに関する市の考え方をご教示ください。	配置されています。 また、受託者変更後については、新たな受託者により、防火管理者の配置を行って下さい。
7	特別な配慮が必要な児童への加配及び医療的対応	各施設において、児童数が支援単位の基準を超える場合、または障がい、医療的ケアその他の事情により、児童に対する個別の見守りや看護師の配置が必要となる場合の対応をご教示ください。 あわせて、放課後児童支援員、補助員または看護師の加配が必要となった場合の協議及び費用負担の考え方をご教示ください。	加配が必要となった場合、子ども・子育て支援交付金に基づく金額を上限とし、内容に合わせて変更契約を行うことで対応いたします。
8	委託料の精算方法及び対象経費	仕様書第13項の「実際にかかった対象経費」の対象となる費目及び対象外となる費目をご教示ください。 特に、一般管理費、事業管理者に係る人件費、採用費、研修費、保険料及び備品更新費について、支出予算書への計上及び委託料精算における取扱いをご教示ください。	「実際にかかった対象経費」の対象となる費目及び対象外となる費目については、仕様書別表1【費用負担区分】をご確認ください。 また、一般管理費、事業管理者に係る人件費、採用費、研修費、保険料及び備品更新費について、受託者負担として支出予算に計上してください。委託料精算時も同様の取り扱いです。
9	年度ごとの委託料及び精算	委託料は5年間の総額契約か、年度ごとの契約または変更契約かをご教示ください。 また、児童数・支援単位数・人件費・物価変動等により委託料の見直しが必要となった場合の協議及び変更手続をご教示ください。	本事業は5年間の総額契約です。ただし、委託料の見直しについては、年度ごとに必要に応じて変更契約を行います。手続きについては、市から事業者へ事前に案内を行います。事業者は市の案内に沿って必要な積算根拠書類等を提出し、市がその内容を精査した上で、変更契約を締結します。
10	利用料の決定、徴収及び未収金の取扱い	利用料、土曜保育料、延長保育料及び長期休業利用料について、受託者が市との協議により定める範囲、市が決定する事項及び受託者が担う徴収・滞納整理の範囲をご教示ください。 あわせて、各施設の現行利用料金、減免制度、令和7年度の収納率及び未収金の取扱いをご教示ください。	利用料については仕様書第14項に記載のとおり、市が定めている上限額の範囲内で受託者が料金を設定し、市と協議のうえ決定となります。 また、受託者が担う徴収・滞納整理の範囲についても、仕様書別表1【業務分担区分】に記載のとおり、徴収・滞納整理業務は受託者が行うものとします。 【合志南小】 基本料金 月8,000円 土曜保育料 月2,000円 延長保育料 月2,000円 長期休業期間 12・3月 基本料金+1,000円 8月 基本料金+2,000円 年間運営費 5,000円 減免制度 きょうだい割引(2人目以降基本料金・年間運営費が2,000円割引) R7年度収納率 100% 未収金取り扱い 振替不能となった料金について再請求を行い、累計4回の未収が続いた場合は、保護者および保証人に振込依頼の文書及び誓約書を送付。最終締切りまでに入金がなかった場合、退所となる。 【西合志第一小】 基本料金(下記以外の月) 月7,000円 4・7・12月 8000円 8月 10,000円 土曜保育料 日600円 延長保育料 月2,000円または日200円 年会費 5,000円 減免制度 (1)生活保護世帯・市民税非課税世帯 利用料毎月1,000円免除 (2)市民税非課税世帯のうちひとり親世帯 年会費半額免除 (3)きょうだい同時利用 年会費2人目以降2,000円免除 R7年度収納率 100% 未収金取り扱い ゆうちょ・肥後銀行：1回目の引落しができなかった場合、翌週に2回目の引落。2回目でも引き落とせなかった場合は、現金で徴収。 上記以外：1回目の引落しができなかった場合、2回目から現金で徴収。 3か月未納が続いた場合、退所となる。

11	児童の傷害保険料の負担	仕様書第8項では、児童の負傷等に対応するため、普通傷害保険への加入が求められています。また、仕様書第14項では、利用料金に保険料を含むとされています。 児童の普通傷害保険について、現在加入している保険の内容、保険料及び受託者変更時の取扱いをご教示ください。あわせて、保険料は受託者が利用料金収入の中から負担する理解でよいかご教示ください。	児童の普通傷害保険については、現在、各クラブにおいてスポーツ安全保険等に加入しており、保険料の目安は児童1人あたり約800円程度となっています。受託者の変更にあたっては、改めて保険契約を締結していただく必要があります。 また、当該保険料の負担については、お見込みのとおりです。
12	備品購入費及び修繕費の負担区分	募集要領では「施設の備品購入費及び施設の修繕費」は参考事業規模額に含まれないとされています。一方、仕様書の費用負担区分では備品購入費及び軽微な修繕費は受託者負担とされています。 提案見積及び委託料精算における、備品購入費、備品更新費及び修繕費の取扱いを具体的に教示ください。	要領及び仕様書のとおり、原則として受託者の負担とします。ただし、施設の修繕費のうち、1件あたりの費用が10万円を超えるものについては、市の負担とします。 提案見積及び委託料精算において、備品の補充および10万円以下の軽微な修繕については、受託者の負担で実施してください。
13	光熱水費、通信費等の実績及び契約名義	各施設における令和7年度の光熱水費、通信費、一般廃棄物処分費、害虫駆除費及び警備・機械警備費（該当する場合）の実績額をご教示ください。また、これらに係る契約名義変更の可否をご教示ください。	【合志南小 R7年度実績】 光熱水費 (クラブ1)372,373円 (クラブ2)372,386円 (クラブ3)360,324円 (クラブ4)361,759円 通信費 (クラブ1)187,561円 (クラブ2)176,549円 (クラブ3)201,239円 (クラブ4)165,556円 一般廃棄物処分費 (クラブ1)66,000円 (クラブ2)66,000円 (クラブ3)66,000円 (クラブ4)66,000円 害虫駆除費 無し 警備・機械警備費 (クラブ1)27,500円程度 (クラブ2)27,500円程度 (クラブ3)27,500円程度 (クラブ4)27,500円程度 【西合志第一小 R7年度実績】 光熱水費 165,870円 通信費 44,296円 一般廃棄物処分費 現受託者が運営している別事業とまとめて処分を行っているため詳細な費用ついて不明 害虫駆除費 無し 警備・機械警備費 無し これらに係る契約名義については、受託者変更となった場合、新たな受託者が契約名義の変更手続きを行ってください。
14	既存備品及び事務機器の取扱い	各施設で現在使用しているパソコン、プリンター、電話その他の事務機器及び運用用備品について、受託者への貸与または引継ぎの予定をご教示ください。あわせて、貸与または引継ぎの対象となる備品一覧、更新・故障時の費用負担及び契約名義変更の可否をご教示ください。	現在各施設で使用している事務機器（パソコン、プリンター、電話等）および運用用備品については、市からの貸与や引継ぎの予定はありません。 運用の取扱いについては以下のとおりとします。 備品の準備：運営に必要な事務機器および備品一式は、すべて新規に用意してください。これに伴う購入費用、リース料、設置費用等はすべて受託者の負担となります。 更新・故障対応：使用する機器の保守、故障時の修理、および老朽化に伴う更新費用についても、すべて受託者の負担となります。 契約名義：契約等の名義については、すべて新たな受託者の名義で契約を締結してください。
15	準備期間の委託料及び費用負担	契約締結日から令和9年3月31日までの準備期間について、委託料または準備経費の支払いは予定されているかご教示ください。 支払いが予定されていない場合、職員採用、現行受託者との引継ぎ、研修、保護者説明会、備品確認その他の準備に要する費用は、全て受託者負担とする理解でよいかご教示ください。	契約締結日から令和9年3月31日までの準備期間における、委託料および準備経費の支払いは予定しておりません。 また、お見込みのとおり、当該期間中に発生する運営準備に要する一切の費用は受託者の負担となります。
16	契約書案及び支払条件	本業務に係る契約書案、個人情報取扱特記事項その他契約条件を示す資料について、応募書類提出前に公表または閲覧することは可能かご教示ください。あわせて、委託料の年4回払いについて、各回の支払時期、前金払の有無及び算定方法をご教示ください。	受託者決定後、協議のうえ契約書等作成予定の為、応募書類提出前の公表・閲覧については致しかねます。 委託料の支払について、年4回の内訳としては、4月・9月・1月に契約金額の4分の1ずつを前金払いし、実績確認後、次年度5月に精算払いの予定としています。

17	企画提案書の作成条件	企画提案書について、ページ数の上限、片面・両面印刷、カラー印刷、表紙及び目次の取扱いに制限がある場合はご教示ください。	特段制限はございません。
18	事業者負担金	合志南小学校・西合志第一小学校を運営するにあたり、事業者の負担金（水光熱その他）が御座いましたら、其々の学校の年間負担金額をご教示下さい。	No.13の回答をご確認ください。
19	支援員・補助員について	合志南小学校（一般社団法人運営中）・西合志第一小学校（社会福祉協議会運営中）であるが、選定された事業者への支援員・補助員の転籍は其々可能であるのかをご教示下さい。	No.5の回答をご確認ください。
20	支援員・補助員の雇用条件	合志南小学校に在籍されている支援員・補助員の雇用条件について個人差はあるかと思われませんが、月給者、時給者、賞与（有無）について月給の月額、時給の金額、賞与の金額の詳細をご教示下さい。積算根拠と致します。 西合志第一小学校についても上記質問内容についてご教示下さい。	月給・時給・賞与をお示しすることはできませんが、令和7年度における各クラブの人件費の総額は以下のとおりです。 【合志南小】 (クラブ1)12,207,802円 (クラブ2)17,561,240円 (クラブ3)13,692,283円 (クラブ4)19,289,334円 【西合志第一小】 11,923,940円
21	登録児童数	合志南小学校・5支援、西合志第一小学校・1支援其々の児童数（定員）と実際の登録児童数見込みをご教示下さい。	定員は、仕様書に記載のとおり概ね40名を想定します。